

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	株式会社パイオラックス
【英訳名】	PIOLAX, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島津 幸彦
【本店の所在の場所】	横浜市西区花咲町六丁目145番地
【電話番号】	045(577)3880
【事務連絡者氏名】	経営管理部総務チーム マネージャー 山室 喜洋
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区花咲町六丁目145番地
【電話番号】	045(577)3880
【事務連絡者氏名】	経営管理部総務チーム マネージャー 山室 喜洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第106回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

(1)「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更後定款第19条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更後定款第19条（電子

提供措置等）第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削るものであります。

④上記の新設及び削られる規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削るものとしたします。

(2)取締役会議長の柔軟な人選を行うことにより、取締役会の実効性をさらに高めることを目的として、取締役会の招集権者及び議長を取締役会の決議で選定できるよう、変更前定款第26条（取締役会の招集権者および議長）第1項及び第2項を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、島津幸彦、永峯道男、鈴木徹、増田茂、梶雅昭、落合宏行及び赤羽真紀子を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、石川元一、浅野謙一、及び小宮山榮を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、廣渡鉄を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案	318,257	8,130	—	(注) 1	可決 97.50
第2号議案	326,062	325	—	(注) 2	可決 99.90
第3号議案					
島津 幸彦	310,820	15,567	—	(注) 3	可決 95.23
永峯 道男	315,301	11,086	—		可決 96.60
鈴木 徹	318,095	8,292	—		可決 97.45
増田 茂	326,064	323	—		可決 99.90
梶 雅昭	326,018	369	—		可決 99.88
落合 宏行	326,192	195	—		可決 99.94
赤羽 真紀子	326,179	208	—		可決 99.93
第4号議案					
石川 元一	321,483	4,902	—	(注) 3	可決 98.49
浅野 謙一	325,003	1,384	—		可決 99.57
小宮山 榮	250,746	75,639	—		可決 76.82
第5号議案					
廣渡 鉄	326,172	212	—	(注) 3	可決 99.93

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上